

江戸の上水についての補論

A Supplementary Study on Waterworks in Edo

藤尾 直史

By Tadashi FUJIO

江戸の上水については『東京市史稿』をはじめ伊藤好一氏、神吉和夫氏、坂詰智美氏、波多野純氏らの研究が知られている。組合工事について若干の補完を試みようというのが本論のねらいである。

0. はじめに

江戸の上水については『東京市史稿』をはじめ伊藤好一氏、神吉和夫氏、坂詰智美氏、波多野純氏らの研究が知られている。組合工事について若干の補完を試みようというのが本論のねらいである。

1. 愛宕下大通組合¹

【史料0101】²

○巳九月廿四日定請負何書差出左之通

口上之覚

愛宕下大通組合上水樋樹普請場所以来定請負仕度、別紙名前の者共相願金高壹ヶ年金貳百貳拾五兩三分二厘永々引請申度段書附指出申候、依之安永四末年より去辰年迄年数拾ヶ年之間普請入用金高三千百拾兩壹分銀八拾八匁七分壹厘九毛相懸り申候、右金高壹ヶ年二平均仕候得者金三百拾壹兩銀拾匁三分七厘壹毛九糸二相当申候、此度右請負金高二見合候得者壹ヶ年二金八拾五兩壹分銀拾匁三分余減方二相成申候、右二付組合一統相談仕候處定請負申付候方勝手筋二茂相成候儀二付已来定請負申付度奉存候、則別紙絵図面普請仕様帳面入用平均帳面姓名高附帳面相添此段奉伺候以上

巳九月

植村兵部内
都筑伝左衛門
土方彦吉内
神村平兵衛

右之通御普請御奉行青山但馬守様御役所江定請負何書差出左之通を以差出候處下奉行田中喜作御請取被置追而御沙汰可被成旨被仰渡候事

○巳十月三日

一、右定請負場所堀明為御見分御普請方御役人中御立会方御出役有之左之通

*Keywords : 江戸、上水、組合

* 正会員 東京大学

(〒112-0001 東京都文京区白山 4-29-21-B-201)

下奉行 田中喜作様
御勘定吟味改役 益田善吉郎様
御小人目附 平嶋庄市殿
御普請方同心 内田源四郎殿
同棟梁 上野弥十郎殿

右之通御出役有之堀明御見分相済候事

○巳十二月廿九日

一、御普請御奉行井上図書頭様御役所江年番呼出二付罷出候處愛宕下大通組合上水定請負之儀御伺相済候二付伺之通被仰渡候旨下奉行田中喜作様同心谷栄治郎殿御立会二而被仰渡候事

【史料0102】

右之通定請負仕様取極御普請御奉行江相伺候處窺之通被仰渡候二付、以来定請負右三人江申渡候、然上者年々御年番之御下知を請前々仕法之通無差支普請可致候、依之奥印致置者也

天明五乙巳年十二月廿九日

植村兵部少輔内
筑伝左衛門 (印)
土方彦吉内
神村平兵衛 (印)

【史料0103】

乍恐以書附奉願上候

一、愛宕下大通り組合上水道樋樹御普請一式以来定請負仕度奉願上候、依之此度私共得与勘弁仕壹ヶ年定請負金高貳百貳拾五兩三分二厘而御付被下置候儀奉願上候是迄普請入用平均与御見合被遊候ハ、過半之御減方二茂可相成哉与乍恐奉存候、右直段下直二而引合申間鋪候得共定請負被仰付被下置候得者平生心懸ケ御普請二入用之諸材木釘鉄物二至迄相場下直之節買入置木証宜品相用年数保方相見込御願申上候儀二御座候得者直段下直二御座候而茂自然与仕当二茂可相成哉与奉存候、右上水之儀二付候而者末々決而御差支二不相成様年来之御場所順々繰合一統大破不相成様御普請仕、吹所落込不懸り等御座候ハ、早速御普請可仕候且定請負二被仰付候得者御普請之砌御入用茂相定り候而御年番様御世話茂薄ク相成不時之御入用茂相懸り不申年々御出銀高相定御組合御一統様御勝手之筋二茂可相成哉与乍恐奉存候、何卒御勘弁之被成下可然被思召候ハ、定請負二被仰付被下置候様奉願上候、然上者御武家様方町方組合御場所定請負被仰付候上以来不埒成儀仕候而者定請負被召放候御儀二御座候得者、私共願之通

表 愛宕下大通組合における過去 10 年間の工費

安永 4 年 5 月	金 6 両 2 分銀 3 匁	大久保加賀守・片桐石見守
安永 4 年 12 月	金 161 両 3 分銀 1 匁 2 分 2 厘 5 毛	
安永 5 年 12 月	金 249 両 3 分銀 11 匁 6 分 2 厘	植村兵部・土方彦吉
安永 6 年 5 月	金 493 両 3 分銀 6 匁 4 分	松平相模守・関備前守・井上遠江守
安永 6 年 6 月	金 3 両 1 分銀 5 匁 8 分 2 厘	
安永 6 年 12 月	金 309 両 1 分銀 5 匁 7 厘	
安永 8 年 5 月	銀 22 匁 6 分	秋田信濃守・有馬左兵衛作・一柳兵部少輔
安永 9 年 12 月	金 262 両 3 分銀 3 匁 2 分 6 厘 9 毛	松平隠岐守・米津播磨守・森大内記
天明 2 年 8 月	金 707 両銀 7 匁 5 厘	丹波加賀守・田村左京大夫・酒井駿河守
天明 2 年 10 月	金 2 両 1 分銀 6 匁 5 分 9 厘	
天明 2 年 12 月	金 2 分銀 6 匁 7 分	
天明 3 年 10 月	金 613 両銀 7 匁 4 分 6 厘	大久保加賀守・片桐石見守
天明 4 年 10 月	金 300 両 2 分銀 1 匁 9 分 1 厘 5 毛	植村兵部・土方彦吉

10 年合計 金 3110 両 1 分銀 88 匁 7 分 1 厘 9 毛

10 年平均 金 311 両銀 10 匁 3 分 7 厘 1 毛 9 糸

定請負被仰付被下置候上者御普請之儀随分大切ニ仕少茂御差支無御座候様可仕候間、此段御開濟被成下請負被仰付被下置候様奉願上候以上

天明四辰年十一月

摂津国屋茂八 (印)

鳥羽屋彦七 (印)

倉田屋源兵衛 (印)

御年番御役人中様

【史料 0104】

差上申定請負証文之事

一、愛宕下大通組合上水道樋樹御普請御修復共一式老々年請負金高式百式拾五両三分宛ニ而永々定請負仕度段奉願上候所、御同之上私共三人之者共江右定請負被為仰付莫加至極難有仕奉存候然上者樋樹朽損吹所落込不懸り等茂御座候ハ、御渡被遊候御仕様帳面之通木品板厚寸間有形之通年々御年番様御差図之上御普請御修復御差支無御座候様可仕候段御仕様注文ニ書違書落等有之候共無異議仕立差出可申候、尤定請負保方相見込御請負仕候儀ニ付御普請御場所無御座候共御定之通請負金式百式拾五両三分者年々御年番様ニ而御取集御渡被下置候答ニ御座候、尤其年ニ寄候而者大金相懸り候御場所出来仕候共定請負之儀ニ付無異議仕立差出可申候、右之通毛頭相違仕間鋪候若当人共故障之儀茂有之候共銘々証人之者引請御仕様注文之通相心得年々御年番様御指図を請無相違急度相仕立御普請方御役所様御役人中様御見分を奉請少茂御差支無之様可仕候為後日永久定請負証文仍如件

摂津国屋

請負人 茂八 (印)

神田松永町家持

大久保屋

証人 六右衛門 (印)

鳥羽屋

請負人 彦七 (印)

天明五巳年十二月

天明期から慶応期へかけて愛宕下大通組合工事の定請負が摂津国屋茂八・鳥羽屋彦七らによって行われていた。天明 4 年 11 月に願書が請負人から出され、翌天明 5 年 7 月に仕様注文帳が組合から出され、9 月に普請方下奉行へ上奏され、11 月に見分が普請方下奉行・勘定吟味改役・小人目付・普請方同心・地割棟梁によって行われ、12 月に伺いのとおり仰渡され、請書が出された。

工費は 1 年あたり金 225 両 3 分とされたが、これより過去 10 年間の工費の平均が金 311 両銀 10 匁 3 分 7 厘 1 毛 9 糸とされているのに対してかなり安いものとなっている。この点については相場が安いときに買入るなどとされている。その一方で毎年の工費が固定されることで、組合業務の省力化、臨時工費の回避などの利点があると強調されている。

2. 玉川上水組合³

【史料 0201】⁴⁵

御届

八町堀壺岸嶋上水年番

名主 平兵衛

名主 甚七

玉川上水寄合町河岸通樋伏替之儀、過日仕様注文書御廻し申置候通ニ而、御組合御武家方共御意存も無之候ハ、明十三日御普請方江相伺候積ニ付、此段得御意候、右之通六番組年番名主共より申参候間、御存寄も有之候ハ、明早朝迄ニ甚七方江被仰聞度、此段申上候以上

八町堀壺岸嶋上水年番

名主 平兵衛

名主 甚七

閏三月十二日

【史料 0202】

御届

八町堀壺岸嶋上水年番

名主 甚七

名主 平兵衛

玉川上水御組合樋筋之内寄合町其外大下水跨樋伏替之儀仕様注文書ヲ以兼而御普請方御役所江申立置候処、入札取差出候様被仰渡候間、先達御達申置候通、入札人御召連来ル廿五日朝四半時新橋信楽申水茶屋江御出勤可被下様六番組年番名主共より申参り候間、此段申上候、猶追々申上候以上

四月廿二日

【史料 0203】

御届

七番組上水年番名主共

玉川上水樋筋之内寄合町其外跨樋新規伏替普請先達申上候仕様注文書之通ニ而入札昨廿五日新橋信楽江御武家方并町々月行事共一同罷出談判之上、老番札別紙之通藤吉江申付候積り決着仕候、尤御存寄不被為有候ハ、右落札并三番札迄相添御普請方御役所江相伺候ニ付、思召有無明朝迄ニ甚七江被仰聞候様仕度奉存候、猶追々申上候以上

壺岸嶋八町堀上水年番

名主 平兵衛

同 甚七

四月廿六日

【史料 0204】

以手紙得貴意候、然者御組合玉川上水樋筋之内山王町南大坂町河岸通跨樋式ケ所新規伏替之儀、先達而落札直段ニ而願之通可取計旨、御普請方役所ニ而被仰渡候、右ニ付明廿九日木口取揃見分致樋ニ御座候間、朝五半時新橋信楽江御出席御立合可被下候、右者六番組年番名主共より申来候間、此段申上候以上

六月廿八日

文久 2 年のものである。仕様注文書が組合へ回された。異存がなければ普請方へ伺うとされている。

伺われたところ入札を取って差出すよう仰渡された。4 月 25 日に新橋の信楽という水茶屋へ武家方町々の月行事一同が出て談判が行われ、1 番札の穴蔵屋藤吉へ申付けられることとなった。存寄がなければ 3 番札まで普請方へ伺うとされている。

伺われたところ落札直段で行うよう仰渡された。

【史料 0205】

玉川上水御組合樋筋之内寄合町山王町地境下水跨井南大坂町山王町同断樋筋内より洩水有之候付、先達而組合一同見分之上相談仕候處、先規之通新規伏替之積り、依之別紙給図面仕様相添奉候、尤入札之義者両御組屋敷式本御武家方四本六番組式本八丁堀壺岸嶋式本都合拾本之積り来ル十五日朝五半時より芝口金六町信案ニ而開札之積、尤落札のものより証勘金貳拾兩為差出候積りニ付、入札入江被仰聞度、且又二葉町外四ヶ所石塚樹蓋板新規取替之儀御相談済之通代金九兩三分銀十匁ニ而山口屋已之助江申付出来致候旨、六番組年番名主共より申参り候間、此段申上候以上

閏三月十日

【史料 0206】

御届

玉川上水樋筋之内寄合町其外樋伏替普請今十五日入札開之積り申上置候處、六番組年番名主共方ニ而差支出来之趣申越候間、不取敢此段申上候、入札開日限之儀者猶取極次第申上候様可仕間此段御忝引奉願上候以上

閏三月十五日

入札について分担がなされていた。2本が組屋敷、4本が武家方、2本が六番組、2本が八丁堀壺岸嶋とされている。

証勘金については金20兩とされていた。二葉町ほか4箇所については相談済みのとおり金9兩3分銀10匁で山口屋已之助へ申付けられることとなっていた。本来は閏3月15日に開札の予定であったが六番組名主の都合で延期されていた。

【史料 0207】

玉川上水一町御組合

各様

廻状持廻り

以廻状啓上候然者玉川上水北八町堀掛り御一町御組合樋筋之内水谷町通樋掛白魚橋彈正橋際前後高掛新規伏替白魚橋冠樋堀堀揚修復其外共別紙給図面仕様注文帳之通可致普請と奉存候間、則取調掛目ニ申候、就而者兼而普請請負之儀願出候請負人大和屋金蔵撰津国屋茂八右両人之者江入用敷敷積方可致旨申付候之處、別紙之通入用内訳帳相添書面を以願出候、依之一応掛り役之者江申付為取調候之處、諸式高直之折柄至極出精之廉も相見候趣申出候ニ付、是又掛目申候、思召も無御座候ハハ、願之通り可申付哉、御存慮之程無御服職被仰聞可被下候、右之趣御存意も無御座候ハハ、猶御普請方御役所江相伺御差図次第取計可申候、此段御相談得貴意度如斯御座候以上

九月

高橋吉右衛門様

存寄無御座間奉願候

尤仕様帳等追而御廻可申上候

秋山久蔵様

右同断

松浦安右衛門様

右同断

中田郷左衛門様

安藤源之進様

小林藤次郎様

猶々普請之儀被是延引被成候付廻状持廻りニ致し候間猶思召も無御座候ハハ、夫々之者江早々御渡可被下候、且又仕様帳等御写置相成候思召も御座候ハハ、追而御廻し可申上候以上

【史料 0208】⁶

乍恐以書付奉願上候

一、玉川上水本八町堀掛御組合樋筋之内水谷町通り樋掛白魚橋彈正橋際前後掛々新規御伏替冠樋堀堀揚修復其外共此度御普請被遊候ニ付、右仕様御注文御目論見并入用積り方共被仰付真加至極難有仕合ニ奉存候、右ニ付取調候處、御承知ニ被為入候通り諸品案外高直之上別而材木類甚私底高料ニ御座候間、当時之御振合を以積方仕候得者、余程御入用相當可申候得共、兼而何様ニ茂丹誠致し敷敷積方可仕旨被仰渡候

御意茂恐入奉畏候間、当時之場合ニ不抱、先規御普請方御役所様御調済御当直段ヲ以精々相働敷敷積方仕候處、別紙内訳帳之通り古物代金差引御入用高金五百四拾八兩ニ相成申候、尤當御場所御普請御用向幾重ニ茂奉相勤度心願ニ御座候間、猶此上減方等茂仕度心底ニ者御座候得共、前文奉申上候通り諸品悉ク高直ニ御座候ニ付、何分聊引方之手段茂無御座候間、何卒格別之御憐憫ヲ以前書内訳積高五百四十八兩ニ而此度之御普請御用向被為仰付被成下置候様仕度奉願上候、此段御仁恵御憐憫之思召ヲ以右願之通り宜敷御調済被成下置候様、偏ニ奉願上候以上

文久二戌年九月

御年番御役人中様

撰津国屋茂八 印

大和屋金蔵 印

文久2年のものである。工事請負の出願が大和屋金蔵・撰津国屋茂八によって行われていた。愛宕下大通組合工事定請負の請負人については前述のとおりである。

仕様注文目論見入用積方が両人へ仰付けられている。材木が私底で高直とされているほか、先規の普請方役所調済御当直段の参照が請負人によって行われていることが確かめられるものとなっている。

【史料 0209】⁷

玉川上水一町御組合年番

各様

廻状持廻り

以廻状致啓上候、然者玉川上水一町御組合之内樋掛挽候所有之普請之儀ニ付兼而及御相談候處、御一同様何等思召無御座候趣被仰聞候、就而者昨年中越中守屋敷南角より細川越中守様御屋敷前迄之處、大和屋金蔵撰津国屋茂八手ニ而堀明仕様注文帳差出置候事ニ付、九鬼大隈守様御屋敷前より松平和泉守様御屋敷前当り樹迄之分当年茂右両人江申付入用敷敷積方可致候而者如何可有御座哉、御存意無御服職被仰聞可被下候、右之趣御存意無御座候ハハ、早々仕様注文帳為差出猶懸御目可申候、此段御相談可得貴意廻状持廻り申付候以上

六月廿七日

高橋吉右衛門様

秋山久蔵様

松浦安右衛門様

中田郷左衛門様

中村次郎八様

安藤源之進様

【史料 0210】⁸

玉川上水一町御組合

各様

以廻状致啓上候、然者玉川上水北八町堀一町御組合樋筋之内損所有之普請之儀者追々及御相談候處、何等思召も無御座候趣被仰聞候ニ付、大和屋金蔵撰津国屋茂八右両人呼出入用敷敷積方可致旨申付候處、別紙之通入用内訳帳相添書面を以願出候、依之一応掛り役之者江為取調候處、諸式高直之折柄至極出精之廉も相見江候趣申出候間、是又懸御目申候、思召も無御座候ハハ、願之通可申付哉、御存意無御服職被仰聞可被下候、右之趣御存意も無御座候ハハ、御普請方御役所江相伺、御差図次第取計可申候、此段御相談可得貴意、廻状持廻り申付候以上

七月十三日

高橋吉右衛門様

秋山久蔵様

松浦安右衛門様

中田郷左衛門様

中村次郎八様

安藤源之進様

【史料 0211】

上

大和屋金蔵
撰津国屋茂八

乍恐以書付奉願上候

一、玉川上水北八町堀掛御一町御組合樋筋之内高輪地陥入隅より当り林迄之間樋筋新規御伏替其外共、此度御普請被遊候二付、右仕様御注文御目論見并御入用積方共被仰付真加至極難有仕合ニ奉存候、右ニ付取調候處、当年も矢張諸色甚底高直ニ御座候二付、余程御入用相高候得共、昨年中御普請之節願之通御用向被仰付、御蔭を以無滞相勤候段、重々真加至極難有仕合ニ奉存候間、昨戌年水谷町通り之御普請内訳ケ直段割方を以敵敷積方仕候處、別紙内訳ケ帳之通古物代金差引御入用高金八百五拾兩二相成申候、然ル處此度之御場所者余程長間ニ有之、其上当御時節柄之儀ニ付何様ニも丹誠致し敵敷積方仕旨被仰渡候御儀も被為在候間、尚此上減方仕度奉存候得共、御承知ニ被為入候通、諸品悉く高料付、何分聊引方之手段も無御座候、乍去前書被仰渡候御意も恐入奉畏、且者此段御普請之節も不相替御用向奉相勤度心願ニ御座候間、右為真加内訳ケ高金之内金式拾五兩減方仕金差引残而御入用高金八百式拾五兩二而何卒格別之御憐憫を以此度之御普請御用向被為仰付被成下直候様仕度奉願上候、此段幾重ニも御仁恵御憐憫之思召を以願之通宜敷御開濟被成下置候様偏ニ奉願上候以上
文久三亥年六月
大和屋金蔵 印
撰津国屋茂八 印

御年番御役人中様

文久3年のものである。やはり仕様注文目論見入用積方が兩人へ仰付けられている。諸色が払底で高直とされているほか、前年の直段が参照されていることが確かめられる。

【史料 0212】

廻状

細川越中守内
里内官右衛門
沢田寿作

猶以乍御世話御順達被下当り之御方より御返却可被下候以上以廻状致啓上候然者追々及御相談候一町御組合榊々堀明相改候處、白魚屋敷金六町与作屋敷迎埋榊都合六ヶ所朽損差水等之ヶ所有之樋筋も同様別而損強榊蓋者水生無之程二腐損居候ヶ所も有之、何分難繕置、依之先仮蓋其外差水等之ヶ所々仮養致し埋置申候、右者殊之外損居、且水上之方も少々朽候様ニも相見候得共、格別之儀ニも無之候間、右修復者見合置、前書榊六ヶ所并樋筋共新規其外取繕修復可申付哉奉存候、就而者追々普請請負願出候撰津屋茂八大和屋金蔵儀者、去ル戌年水谷町通其外樋筋普請之節御年番様二而、右兩人江受負普請被仰付候先例も有之、いづれも身元儘成者二付、此度も右兩人江受負普請可申付哉及御相談申候、思召無服職御下札を以被仰聞可被下候、尤御存寄無御座候ハ、仕様書等取調追及御相談可申候、此段御相談為可貴意、如來斯御座候以上

六月廿日

細川越中守内
沢田寿作
里内官右衛門

両町御奉行様御組御年番中様

【史料 0213】

一町御組合
廻状

細川越中守内
里内官右衛門
沢田寿作

猶以乍御世話御順達被下当り之御方より御返却可被下候以上以廻状致啓上候、然者兼而及御挨拶候玉川上水老町御組合樋筋之内白魚屋敷金六町通樋筋新規伏替之儀請負之儀撰津屋茂八大和屋金蔵呼出申付仕様書等為取調候處、別紙之願書并仕様帳内訳帳絵図面等差出候間、則懇御目申候思召無服職御下ケ札ヲ以被仰知可被下候、尤御存寄無御座候ハ、御普請方御役所江相伺候様可仕候、此段御相談為可貴意御座候以上

七月九日

細川越中守内
沢田寿作
里内官右衛門

両町御奉行様御組御年番中様

【史料 0214】

上

大和屋金蔵
撰津国屋茂八

乍恐以書付奉願上候

一、玉川上水北八町堀掛御老町御組合樋筋之内京橋金六丁通り樋筋新規御伏替其外共此度御普請被遊候二付、右仕様御注文御目論見并御入用積方共被仰付真加至極難有仕合ニ奉存候、右ニ付取調候處去ル安政式卯年震災以來材木鉄類都而御普請二可入諸品甚底高直二有之、

以前之姿ニ引下ケ不申候處、昨年中より元來高直之諸色追々弥以直段引上ケ当年至り御普請入用之品々者不及申上、一体之諸色悉く法外高料二相成候二付、自然木挽大工手間人足車力等二至ル迄同様案外賃銀高引上ケ候、依之天保弘化度諸御場所御普請諸入用与当節之御普請諸入用与引競候得者、当時之方凡三四増倍程高直ニ相当り候、且去ル文久式戌年翌亥年両度御普請御用向相勤候節々材木釘真木皮砂利大工手間人足運送車力其外共之實上ケ直段与此節同斷質上ケ直段与見合積り方仕候得者、此度之方一倍余増与相成居夥數高直ニ御座候、左候得者文久年中御普請御入用御請負高金式増倍ニ相当り、殆当感至極仕候、然ル處當御場所之儀ハ御時節柄両度々願之通り御用向被仰付候真加之程も難有仕合ニ奉存候間、何様ニも丹誠致し御用向奉相勤度心願ニ御座候二付当時之場合ニ抱所持仕罷在候材木釘真皮等も御座候二付、精々相勤先規御当り直段ヲ以敵鋪積り方仕候處、別紙内訳帳之通り古物代金差引高金七百三拾兩二相成申候、尤一昨年中御普請仕様此度御普請増減差引流用仕取調候得共、右一時文久度御普請御入用之五割増程ニ相当り申候、然ル上者当節之振合ニ而者五割増方余も相減シ、余程出精仕候心得ニ御座候、乍去御時節柄之儀ニ付、猶此上共精々致し減方も仕度奉存候へ共御承知ニ被為入候通り日用之諸品米穀共格外高料二付、下方諸払手詰之積方之儀ニも有之、何分行届不申、殊ニ金六町通り樋筋之義者白魚橋澤正橋式ヶ所川中潜樋江引落シ水引強ク御場所一付樋水焼損保方不宜、未夕御年数も相立不申候得共、朽損多分之洩水ニ而御差支ニ相成候、既ニ有形樋木厚式寸ニ有之候處、此度木厚式寸五分ニ相直し、別而手皆ク御補理御伏替仕候義故旁以聊引方之手段も無御座候間、乍恐前書之趣宜敷被為聞取何卒格別之御憐憫ヲ以右内訳積り高金七百三拾兩二而今般之御普請御用向被為仰付被成下普請仕度奉願上候、此段幾重ニも御仁恵御憐憫之思召を以願之通御開濟被下置候様偏ニ願上候以上
慶応元丑年六月
大和屋金蔵 印
撰津国屋茂八 印

御年番御役人中様

慶応元年のものである。やはり仕様注文目論見入用積方が請負人へ仰付けられている。とくに安政大地震以降、材木鉄類をはじめ総じて払底で高直となっていたことへ加えて、前年よりさらに高直となっていたとされているほか、先規の御当り直段が参照されていることが確かめられる⁹。

3. おわりに

江戸の上水について若干の補完を試みた。愛宕下大通組合については過去 10 年間の平均よりかなり安い工費で天明期以降定請負が行われていた。玉川上水組合については文久2年の指名(競争)入札、文久2年、文久3年、慶応元年の随意契約の事例が確かめられる。とくに後者については諸色が払底のため高直となっていたのに加えて、普請方御当(り)直段の参照が請負人によって行われていたことも確かめられるものとなっている。

¹ 「愛宕下大通組合上水樋筋普請定請負仕様注文帳」(己七月/植村兵部内都筑伝左衛門・土方彦吉内神村平兵衛)、「愛宕下大通組合上水普請安永四未年より天明四辰年迄年数拾ヶ年之間入用平均帳」(己九月/植村兵部内都筑伝左衛門・土方彦吉内神村平兵衛)

² 『愛宕下大通御組合御上水樋掛御普請請負金及出金御割合帳』(東京都立中央図書館蔵)

³ ここでは便宜的な総称として使っている。

⁴ 『玉川上水』(国会図書館蔵)

⁵ 「玉川上水山王町南大坂町河岸通下水渡樋式ヶ所新規伏替仕様注文」(閏三月/年番)、「玉川御上水山王町南大坂町河岸通下水陸樋式ヶ所新規伏替御修復御普請諸一式御入用内訳ケ帳」(五月/御上水御掛兼中様/穴蔵屋藤吉)

⁶ 「天保十亥年 御本丸掛吹上掛玉川上水廻町五町目六町目樋筋御普請一件 亥六月」(『玉川上水廻町五町目六町目樋筋御普請一件』、東京都立中央図書館蔵)において本途直段の参照が行われている。

⁷ 「亥六月廿七日向方江廻上」

⁸ 「亥七月十六日高橋吉右衛門持参致ス翌十七日向方江廻上」

⁹ この点は数値的にも確かめられるが、請負人の実感としてどのように受け止められていたかが確かめられる点が重要と考えている。